

学術研究倫理に係るガイドライン

趣旨

本学は、本学で学術研究活動に携わるすべての者が、早稲田大学学術研究倫理憲章の精神に則って、本学における学術研究・科学技術に対する信頼を高め、良心に従って誠実に行動することを目的として、本ガイドラインを定める。

対象

本ガイドラインは、大学および研究活動を行う本学の教職員その他研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者（以下「研究者等」という。）を対象とする。

大学の責務

1. 本学は、研究者等の研究倫理に係る意識を高め、研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正行為を防止するため、必要な措置を講じる。
2. 本学は、研究者等による研究活動に適正さを欠く行為が認められた場合、迅速かつ適切に解決に当たる態度を内外に明らかにしてアカウンタビリティを確保し、原因の究明を行った上で厳格かつ適切な措置を講じ、常に研究体制の改善を図る。
3. 本学は、本学が研究者等に交付する研究費および研究者等が学外から獲得した研究費（以下「研究費」という。）を適切に管理し、研究費を支出するときまたは支出した後に、当該支出が適正であるかを厳格に確認し、監査する。
4. 本学は、研究者等による研究活動に係る法令等の違反を防止するため、必要な教育および研修を実施する。
5. 本学は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備を行うよう努める。

研究者の責務

(1) 基本的事項

1. 研究者等は、自己の良心に従い、誠実に行動する。
2. 研究者等は、早稲田大学産学官連携活動等に伴う利益相反に関する基本方針に則り、利益相反による弊害が生じないように努める。
3. 研究者等は、研究活動において、捏造、改竄、盗用などの不正な行為を行わないとともに、研究費ごとに定められた助成条件や使用ルールを遵守し、研究活動に係る不正および研究費の取扱いに係る不正の未然の防止に努める。
4. 研究を指導する立場にある研究者等は、研究活動に関する不正が起きないように、指揮下にある研究活動および研究者等の管理を適切に行う。
5. 研究者等は、不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努める。
6. 研究者等は、共同研究を行う際、共同研究者間において、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解することに努める。
7. 共同研究において、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある研究代表者は、個々の研究活動や研究成果を適切に確認するよう努める。

(2) 研究情報等および研究に関する装置等の管理

1. 研究者等は、研究成果が再現できるよう必要なデータや試資料等を、可能な範囲内で適切に保存、管理する。
2. 研究者等は、研究のために取得した試資料および研究情報等について、不正な行為または不注意等によって外部に漏えいすることのないよう、その防止に必要な措置を講じる。
3. 研究者等は、研究に用いる装置、機器、薬品、材料等を本学の規約等に基づき適切かつ安全に管理し、正当な理由なく外部に持ち出してはならない。

(3) 研究成果の適切な公表・オーサーシップの基準

1. 研究者等は、研究成果の公表に際しては、データや論拠の信頼性の確保に十分留意し、つねに公正かつ適切な引用を行うよう努める。
2. 研究者等は、研究成果の公表に際しては、オーサーシップや既発表の関連データの利用基準、著作権等について特に注意を払い、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重する。
3. 研究者等は、共同研究における成果の公表に際しては、それぞれの研究者等の実質的な貢献度を適切に反映させる。

(4) 他者の業績評価

1. 研究者等は、他者の研究論文等の査読その他研究業績の評価を行うときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等および自己の知見に基づき適切に評価を行う。
2. 研究者等は、研究業績の評価の際に得られた情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(5) 個人情報等の保護

研究者等は、研究により得られた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(6) ハラスメントの禁止

研究者等は、研究活動を推進するにあたり、本学におけるハラスメント防止に関するガイドラインの精神に則り、人権に係るいかなるハラスメントも行ってはならない。

以上